

障害者雇用

## 在宅就業活用を促進

**厚労省 支援団体要件緩和へ**

厚生労働省は2月24日、企業が自宅や福祉事業所で働く障害者に仕事を発注する在宅就業支援制度について、必要な書類も削減する方針を固めた。また、登録申請などを緩和する方針を固めた。また、登録申請などを緩和する方針を固めた。また、登録申請などを緩和する方針を固めた。

ここで負担を減らす。

企業からの発注も増え  
るとみている。

障害者を確保できないこと」とされていふため、厚労省は人數の要件を引き下げる。支援

障害者の働く場所は、  
自家だけでなく、福祉

算定されない——といつた点で、メリットが小さいとの指摘があるものの、厚労省の見直し

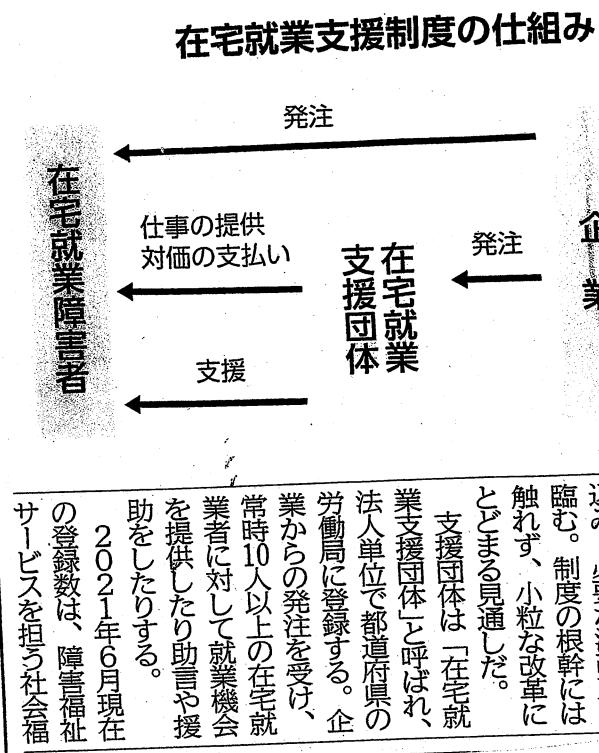
卷之三

社法人など21団体。現  
在、約1000人の階  
級者がこの21団体に登  
録し、そのうち実際に  
仕事をしている人は2

この制度は、通勤の難しい障害者の就労機会を増やしつつ、障害者の雇用につなげようとする狙い。仕事を発注

20年度はこの制度を  
活用して発注した企業  
は16社にとどまり、そ  
のうち障害者に直接発  
注したのは6社（在宅）

卷之四



2021年6月現在の登録数は、障害福祉サービスを担う社会福助をしたりする。

福社

3 / 8

政治部總會

# 雇用と併用に六ヶ月 厚労省、原則3~6ヶ月



都内のB型事業所で働き、夜は清掃会社に勤めるミヨさん(右)

厚生労働省は8日、企業での一般就労を始めた障害者が就労系障害福祉サービスも利用する「併用」の期間について、原則3~6ヶ月、延長する場合でも合計1年間とする案を社会保障審議会障害者部会(座長=菊池聰実・早稲田大教授)に示した。(福田敏克)

現在はそもそも「併用」を想定していないため、それを禁じたり認めたりする規定がない。「併用」する人もいるが、その期間はルールではなく、市町村の判断に委ねられる。